

2019年8月29日

各 位

株式会社アクロディア  
代表取締役社長 堤 純也  
(コード番号：3823 東証第二部)  
問合せ先：取締役副社長兼管理部長 篠原 洋  
電話番号：(03)4405-5460

和解による損害賠償請求訴訟及び反訴の解決(開示事項の経過)  
並びに 特別利益の計上に関するお知らせ

株式会社 E. MIRAI 及び門倉恵美子氏に対する損害賠償請求訴訟及びこれに対し株式会社 E. MIRAI 及び門倉恵美子氏より提起されていた反訴について、以下のとおり、2019年8月29日付で和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

また、和解の成立に伴い、特別利益40百万円を計上することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、2016年5月13日付「株式会社エミシアの株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」で公表しましたとおり、株式会社エミシア(以下、「エミシア」という。)の株式を2016年6月1日付で取得し、当社グループにおいて事業を進めておりました。しかしながら、譲渡元である株式会社E. MIRAI 及び門倉恵美子氏から、当該事業承継に必要な義務の不履行があり、事業承継が当初予定どおりに進んでおらず、当該事業の実績も大幅に計画を下回って進捗しておりました。そのため、当社は、2017年1月13日付「株式会社エミシアの株式取得(子会社化)の契約解除に関するお知らせ(開示事項の経過)」で公表しましたとおり、当該株式譲渡契約を解除した上で当該譲渡元に対して2017年1月6日付で株式譲渡契約の解除に伴う損害賠償を請求する訴訟を提起いたしました。これに対し、2017年4月6日付「当社に対する反訴の提起に関するお知らせ」で公表しましたとおり、株式会社E. MIRAI 及び門倉恵美子氏より反訴を提起され、東京地方裁判所にて係争中でしたが、同裁判所からの和解勧告に基づき、本日和解が成立いたしました。したがって、上記裁判所における関連訴訟は和解により終結いたしました。

2. 和解の相手方の概要

①

|     |           |                     |
|-----|-----------|---------------------|
| (1) | 名 称       | 株式会社 E. MIRAI       |
| (2) | 所 在 地     | 神奈川県横浜市中区羽衣町 3-55-1 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 門倉 直行         |

②

|     |   |   |        |           |
|-----|---|---|--------|-----------|
| (1) | 名 | 称 | 門倉 恵美子 |           |
| (2) | 所 | 在 | 地      | 神奈川県横浜市西区 |

3. 和解の内容

金銭その他一切の負担が生じない内容にて和解が成立いたしました。

4. 和解に伴う特別利益の計上

当社は、株式取得対価の「未払い金」40百万円が解消することにより、2019年8月期第4四半期において40百万円を特別利益に計上する見込みであります。

5. 今後の見通し

本件による当期業績に与える影響については現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

以 上